

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和8年1月23日（金）午後1時17分～午後1時27分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、 6番 今原 ゆかり
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー

議長（3番）神谷 直子、 副議長（9番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 反問権の明確化について
- 2 自由討議のあり方について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議題》

1 反問権の明確化について

委員長 この件につきましては、前回の委員会において、反問を行使する際の取決めを議会運営に関する申合せ事項に規定すること、また、規定する項目とその内容についてをそれぞれ協議、決定いたしました。

本日は申合せ事項への規定（案）について、事前に配布させていただきました資料を基に協議をお願いしたいと思います。

まず、資料1、改正（案）の5ページ及び資料2、新旧対照表も併せて御覧ください。

資料のとおり、「5 総括質疑について」の後に、6として「反問について」を規定し、施行は令和8年4月1日としております。

規定する内容については前回決定しておりますが、規定する場所、要は今言った順番ですが、これに関しましては案のとおりでよろしいか、皆さんの御意見を伺えればと思います。

この位置でよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、反問についての規定の案は資料のとおりとしてよろしいですかね、中身も。中身は前回、一旦決定をさせていただいておりますので。

意（13） 中身について私前回反対ですので、引き続き反対です。それは変わりません。以上です。

委員長 反対の意見がございましたけれども、採決を採らせていただきますけどもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、申合せ事項への規定（案）については、反問についての規定をこのような形にさせていただくことに、賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。

それでは、反問についての規定については、案のとおりに決定させていただきます。

この申合せ事項の改正については、議会運営委員会において最終的な決定をお願いするということになります。

以上で、テーマ1、反問権の明確化について、本委員会においての協議は終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

2 自由討議のあり方について

委員長 この件につきましても前回の委員会において、自由討議に関する運用方法等を議会運営に関する申合せ事項に規定することが決定いたしました。

規定（案）については、資料1及び2に記載のとおりです。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

「7 自由討議について」として、「反問について」と「討論について」の間に規定をしております。

内容としましては、（1）は自由討議する案件の決定方法について、①と②を規定しております。②は今回新たに決定した方法となります。

(2) から (7) については、自由討議の実際の運用について規定をしておりますが、この内容は、これまで委員会において自由討議を実施する前に、委員長から説明をさせていただいた内容となります。これまで明記されていなかった事項を明文化したものになります。

なお、前回まで協議をしておりました委員外議員の参加については、協議の結果、委員外議員の参加は認めないことが決定しておりますので、会議規則第 109 条のとおり、自由討議は委員会において行うものとし、申合せ事項への明記はしておりません。

施行日は、反問についてと同様、令和 8 年 4 月 1 日といたします。

それでは、規定（案）について、御意見、質疑がございましたらお願ひをいたします。

意 (13) 私が気になっているところは、私は前から言つてるように、委員外議員の発言はやはり認めるべきだと思いますし、それから、ここの 7 の (4) 委員長の発言も可とし、副委員長と交代せず発言できることとする、やはりこれであると運営上問題があるのではないかというところと、それから自由討議の 30 分をめどとするというところ、それについては、やはり私はこのとおりでは私は反対いたします。

委員長 今言われた (4) の部分と (5) の部分というのは、これまでこのルールで実施をしてきたことを、今回文書に上げさせていただいたということですので、今までのルールがここに書いてあるという御理解をしていただければと思うんですけども。

ほかに、御意見ございますか。

意見なし

委員長 よろしいですか。

それでは、自由討議についての規定（案）は資料のとおりとして、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あります。」と発声するものあり。

委員長 13 番、倉田委員から異議があるということですので、採決を採らせていただきます。

それでは、今回出させていただきました自由討議についての規定（案）に関しまして、資料のとおりで賛成という委員の皆さんのがんの挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。それでは、自由討議についての規定は案のとおりと決定をさせていただきます。

それでは申合せ事項の改正については、テーマ1と同様に議会運営委員会において最終的な決定をお願いすることにいたしますので、以上で、テーマ2、自由討議のあり方について、本委員会においての協議は終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

なお、反問権と自由討議については、議会改革で協議し決定したことを議会として市長等へ申し入れをしたいと思います。議会運営に関することですので、申合せの改正とともに、議会運営委員会に諮った上で、議長を通じ、申し入れる形を取りたいと思います。御了承をお願いいたします。

それでは、次回以降の検討事項ということになるんですけども、本日をもってテーマ1、2についての協議が終了ということになりましたので、今後の協議案件、要はテーマを次回以降で御提案をいただきたいと思います。

今年度のテーマを決める際に、市政クラブさんから4つ提案をいただいたその中の3つを優先的に協議するということで決めて進めてきましたけれども、1つ残っているテーマが「代表質問の導入について」というテーマが残っております。このテーマも含めて、今後テーマとして取り上げたい案件がありましたら、各会派から御提案をいただいて、それで次回開催を5月臨時会の前、4月頃にお願いをさせていただきて、開催を。そこでテーマを出して、このテーマのまずふるい分けっていうんですかね、大体、せいぜい2つか3つぐらいのテーマが1年でやれるんじゃないかなというふうに思いますので、そこでふるい分けをさせていただきて、新年度の議会改革特別委員会でテーマを絞って進めていっていただきたいというようなスケジュールで考えておるんですけども、そのような形でよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、次回の開催日に関しましては、日程調整を含め、事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

先ほど言ったように、議会改革のテーマとして取り上げてほしいというものがございましたら、

各会派のほうから事務局のほうに上げていただくようにお願いをいたします。

意 (13) 期限等はどうなっているでしょうか。

委員長 開催日の調整もありますので、今言ったテーマを挙げていただく期限も含めて、また事務局のほうから御案内をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

出し方もしあれでしたら、こちらのほうでこういうテーマでっていう、理由がこうだよとか、そんなような書式をお出しさせていただきますので、それに合わせて出していただければというふうに思います。

それでは、以上をもって、本日の案件は全て終了となります。

議会改革特別委員会を終わらせていただきます。

委員長挨拶

閉会 午後 1 時 27 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長